

# 公益財団法人 日本セーリング連盟

## レース・オフィサー 規程

1999年12月18日制定

2002年10月19日改正

2005年1月22日改正

2006年5月27日改正

2007年1月27日改正

2009年5月23日改正

2012年9月8日改正

本規程は(公財)日本セーリング連盟定款に基づき、(公財)日本セーリング連盟がレース・オフィサーの認定等について定めるもので、(公財)日本セーリング連盟レース委員会が主管する。

### 第1条 目的

この規程は、国際セーリング連盟(ISAF)が推進するインターナショナル・レース・オフィサー(IR O)制度を踏まえ、日本国内において行われるセーリング競技運営全体のレベル保持と安全を目的とし導入するものである。

セーリング競技は本来、ISAFの定めるセーリング競技規則(RRS)のもとで、参加選手、運営、審判、の合意の下に成立し、全員が安全に楽しむためのものである。しかしながら、運営主体によって運営方法が異なっていたのではセーリング競技の公平さは保てず、またセーリング競技自体の魅力も損なわれ、普及発展にも支障をきたす恐れがある。

(公財)日本セーリング連盟(JSAF)では、競技の重要度や大会の大きさやレベル、どのような艇種を用いる競技会においても、レース運営そのものは全国的に一定のレベルを保持し、同時に国際的に通じるものであることが必要であると考え、そのため資格を認定することにより、レース・オフィサーの資質を高め、所期の目的を果たし、さらに多くの正しい資質を持つレース・オフィサーを育成することを目指して本制度を策定した。

### 第2条 レース・オフィサーの役割

レース・オフィサーはレースにおける海上の運営のみならず、大会運営上の必要とされる全ての知識と経験を持ち、さらには体力、判断力に優れ、大会組織委員会(大会実行委員会)及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートする能力を持つ。なお大会委員長やレース委員長を務める場合、または大会主催者やレース委員長等から依頼があった場合には、責任を持って、「レース公示」「帆走指示書」さらに「危機管理マニュアル」等を作成するものとする。

レース・オフィサーは大会運営に関するゼネラリストとしての立場から、その能力について以下

のような知識と経験を持たなければならない。

- (1) ISAF レースマネジメントマニュアルについて通読し充分理解していなければならない。
- (2) セーリング競技規則の最新版の知識を理解し、かつ最新版のみならず直前旧版からの変更も理解していなければならない。また ISAF ケースブックを理解していなければならない。加えて、セミナー等に参加しそれら知識を最新のものにしていなければならない。
- (3) 関連するクラスルールや ISAF 規定も理解しておかななければならない。
- (4) インショア、オフショアレース、もしくはディンギー、外洋艇等のレースにかかわらず、そのレースの安全に関する十分な知識を持たなければならない。  
外洋艇レースに関してはISAFオフショア・スペシャル・レギュレーション、さらに海上衝突予防法に関する知識が必要であり、救助に関し海上保安庁との連絡やその関連知識も持たなくてはならない。
- (5) 外洋艇に関しては艇の安全構造に関する知識、通信と国内規制、国際標準に関する技術的動向、計測とレーティングルール及びその運用に関する知識が必要である。殊にオセアニックレース(800 マイル以上のレース)については特にそのことが重要になる。
- (6) 外洋艇のレース・オフィサーとして認定されるには、後記認定講習会のほか、上記(4)等に関する専門的な講習会を受講しなければならない。

但し、以上の役割はクラブ・レース・オフィサーに対して求めるものではない。クラブ・レース・オフィサーはエリア・レース・オフィサー及びナショナル・レース・オフィサーを補佐する能力を有すれば、その役割を果たすことが出来る。

## 第3条 名 称

### 1 JSAF 公認レース・オフィサー

[Japan Sailing Federation Race Officer]

### 2 JSAF 公認レース・オフィサーの種類

クラブ・レース・オフィサー、エリア・レース・オフィサー、ナショナル・レース・オフィサーの3種類とする。

#### (1) クラブ・レース・オフィサー[Club Race Officer (CRO)]

クラブ等のレースにおいて、レース委員長を務めうる経験等は不足しているが、海上運営及び陸上マネジメントにおいて、スタートの手順あるいは得点計算・成績表作成など一定の分野に精通し、エリア・レース・オフィサーやナショナル・レース・オフィサーの補佐を責任持って務められる者。

#### (2) エリア・レース・オフィサー[Area Race Officer (ARO)]

参加者が地域的に限定された特定の艇種や特定のレベルのレースにおける海上運営に関して責任を持って処理できる能力を有し、また大会のマネジメントに関し実行委員会(あるいは大会委員会)を補佐できる者。

(3) ナショナル・レース・オフィサー [National Race Officer (NRO)]

全日本レベルの ディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、海上運営はもとより、大会マネジメントまでも責任を持って処理できる者。

3 レース・アドバイザー [Race Adviser]

海上運営並びに大会マネジメントに著しく精通した者で、全日本レベルのレース及び国際大会等において大会関係者等に対する助言、連絡調整等を行なう者をレース・アドバイザーという。レース・アドバイザーは、大会主催者から要請があった場合、その大会毎に、(公財)日本セーリング連盟レース委員会が大会レース・アドバイザーとして推薦し、(公財)日本セーリング連盟会長が任命する。

ただし、レース・アドバイザーは大会組織委員会(大会実行委員会)及びにその下に置かれる各委員会に対して大所高所から、又国際的見地からアドバイスを与える任務を持っているものの最終的にそのアドバイスを受け入れ、実行するのは大会の組織である各委員会の責任である。又レース・アドバイザーは競技実行に伴う財務上のいかなる責任も持たない事とする。

## 第4条 受験資格

### 1 推薦

レース・オフィサー資格を得ようとする者は、以下に掲げられた団体等から推薦された者でなければならない。

#### (1) クラブ・レース・オフィサー

- ① 現にレースの海上運営や陸上のマネジメントに参加した経験を有する者で、一定分野において知識、経験等に優れ、一定のポジションを、責任を持って務めることができるとして、(公財)日本セーリング連盟加盟団体から、クラブ・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。
- ② 現にレースの海上運営や陸上のマネジメントに参加した経験を有する者で、一定分野において知識、経験等に優れ、一定のポジションを、責任を持って務めることができるとして、(公財)日本セーリング連盟特別加盟団体から、クラブ・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。

#### (2) エリア・レース・オフィサー

- ① 現にレースの海上運営や大会のマネジメントに参加した経験を有する者で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、なおかつ公正な判断力を有するなど、(公財)日本セーリング連盟加盟団体から、エリア・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。
- ② 現にレースの海上運営や大会のマネジメントに参加した経験を有する者で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、なおかつ公正な判断力を有するなど、(公財)日本セーリング連盟特別加盟団体から、エリア・レース・オフィサーとして相応しいと推薦された者。

③ (公財)日本セーリング連盟レース委員会から推薦された者。

### (3) ナショナル・レース・オフィサー

① 全日本レベルのディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、レース委員長又は実行委員長(あるいは大会委員長)等を経験し、海上運営及び大会マネジメントに精通した者の中で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、適切な指導力を発揮することができ、なおかつ公正な判断力を有する等、ナショナル・レース・オフィサーとして相応しいと、2つ以上の(公財)日本セーリング連盟加盟団体及び特別加盟団体から推薦された者。

② (公財)日本セーリング連盟レース委員会から推薦された者。

## 2 要件

	クラブ・レース・オフィサー	エリア・レース・オフィサー	ナショナル・レース・オフィサー
年 齢		20歳以上	28歳以上
セーリング経歴	1年以上	6年以上	10年以上
レース運営経歴	最近2年間に各団体主催等のレースにおいて海上運営あるいは陸上のマネジメントに携わっていること。	最近4年間に各団体主催等のレースにおいて海上運営及び大会マネジメントに携わっていること。	10年以上のレース運営経歴を有し、下記のいずれかに該当する者。 (1) エリア・レース・オフィサーを経験し、過去4年間にインショアレースまたはオフショアレースの全日本レベルのレースもしくは毎年1回以上全日本レベルに次ぐ水域レベルのレースの海上運営及び大会マネジメントにたずさわっていること。 または、 (2) 上記(1)の大会運営実績を認め、エリア・レース・オフィサーの取得を条件に(公財)日本セーリング連盟レース委員会が、特に認める者。
会 員 資 格	(公財)日本セーリング連盟に登録されているメンバーであること。		
レース公示・帆走指示書の作成	—	当該レースについて、「セーリング競技規則」の最新版に基づき、責任を持って、レース公示及び帆走指示書を作成できること。	
セミナー講師	—	—	レース・オフィサーのための講習会等の講師ができること。
推 薦	第4条1項に基づき、所属する加盟団体及び特別加盟団体等から推薦された者でなければならない。		
講 習 会	認定のための講習会を受講しなければならない。	認定のための講習会を受講し、その試験に合格しなければならない。	

### 3 特別規定

国際セーリング連盟のレース・マネージメント・セミナー（インターナショナル・レース・オフィサー〔IRO〕認定のためのセミナー）の受講者は、第4条2項の要件のうち認定講習会の受講を免除する。但し、認定試験には合格しなければならない。なお、同レース・マネージメント・セミナーの試験合格者は、認定試験を免除する。（本項目は IRO 認定講習会あるいは試験合格の日から4年間適用される。）

## 第5条 資格認定手続き

（公財）日本セーリング連盟が行なうクラブ・レース・オフィサー認定のための講習会を受けようとする者、あるいはエリア・レース・オフィサー並びにナショナル・レース・オフィサー認定のための講習会及び試験を受けようとする者は、所属する加盟団体及び特別加盟団体等からの推薦状を添え、所定の用紙に必要事項を記入し、申し込むこと。

（公財）日本セーリング連盟は、書面審査のうえ、適当と認めた者に対し、講習会を行ない、認定証を発行する。ただし、エリア・レース・オフィサー並びにナショナル・レース・オフィサーについては試験に合格した者に対して、認定証を発行する。

受講料・受験手数料・認定料は別に定める。

## 第6条 レース・オフィサー名簿への登録

第5条により認定された者は、レース・オフィサー名簿に登録される。第5条または第8条により認定され資格を有する者の一覧は都度（公財）日本セーリング連盟公式ホームページに公示される。

## 第7条 有効期限

- 1 セーリング競技規則が改訂され、新規則による更新のための講習会（以下、更新講習会という。）が開催されるまで、レース・オフィサーの資格は有効とする。
- 2 有効期間中であっても、（公財）日本セーリング連盟は、レース・オフィサーとして、著しく適正を欠いたレース運営等を行なった、あるいは誤った助言を与えたなどと認められた場合は、そのレース・オフィサー資格を停止する。

## 第8条 更新

## 1 更新のための要件

	クラブ・レース・オフィサー	エリア・レース・オフィサー	ナショナル・レース・オフィサー
レース運営経歴	過去4年間、レースの海上運営あるいは陸上のマネジメントにたずさわっていること。	過去4年間に4回以上レースの海上運営及び大会マネジメントにたずさわっていること。	過去4年間にインシヨアレースまたはオフシヨアレースの全日本レベルのレースもしくは毎年1回以上全日本レベルに次ぐ水域レベルのレースの海上運営及び大会マネジメントにたずさわっていること。
会 員 資 格	資格取得後継続して、(公財)日本セーリング連盟に登録されているメンバーであること。		
レース公示・帆走指示書の作成	—	現行の「セーリング競技規則」に基づきレース・オフィサーとして、責任を持って、担当する競技会のレース公示及び帆走指示書を作成できること。	
推 薦	—		第4条1項に基づき、所属する加盟団体及び特別加盟団体等から推薦された者でなければならない。
講 習 会	更新のための講習会を受講しなければならない。		

- 2 更新のための書類手続きを行なうこと。
- 3 別に定める更新手数料・認定料を納めること。
- 4 新競技規則の改訂に基づく更新講習会に、改訂後1年以内に出席して更新をしない者は、資格は失効する。但し、海外勤務等により第8条1項の要件を満たすことが困難な場合には、本人もしくは推薦団体からの申請により、これらによらないことができるものとする。
- 5 (公財)日本セーリング連盟レース委員会が特に認めた場合を除き、第8条1項の要件が満たされ、かつ(公財)日本セーリング連盟がクラブ・レース・オフィサー、エリア・レース・オフィサー及びナショナル・レース・オフィサーとして、資格更新が相応しいと認定した者に対し、更新手続きを行う。

## 第9条 附則

- 1 当該レース・オフィサー資格認定にあたり、本資格制度創設の経過措置として2000年度～2004年度については、(公財)日本セーリング連盟は当該者が認定要件等を満たしていない場合であっても、レース・オフィサーとしての適正があると認められた時は、この条項によらないことが出来るものとする。
- 2 本規程の項目について、見直すことが相当と認められるに至った場合、(公財)日本セーリング連盟レース委員会は当該条項の見直しを発議することができる。
- 3 本規程は1999年12月18日に制定され、2000年4月1日より施行される。
- 4 2012年度まで有効な資格について第8条の更新認定を受けた者には、認定証を発行する。
- 5 本規程の改正
  - 1) JSAF理事会の承認があった日(平成14年10月19日)から施行する。
  - 2) JSAF理事会の承認があった日(平成17年1月22日)から施行する。
  - 3) JSAF理事会の承認があった日(平成18年5月27日)から施行する。
  - 4) JSAF理事会の承認があった日(平成19年1月27日)から施行する。
  - 5) JSAF理事会の承認があった日(平成21年5月23日)から施行する。
  - 6) JSAF理事会の承認があった日(平成24年9月8日)から施行する。